新泉・和泉地区小中一貫教育校基本設計業務 プロポーザル実施要領 < 抜粋>

1 目的

杉並区教育委員会は、平成22年5月に「新泉・和泉地区小中一貫教育校設置計画(新泉小学校・和泉小学校・和泉中学校の統合)」を策定し、同年7月から、3校の地域関係者及び保護者、校長等で構成する「新泉・和泉地区小中一貫教育校設置協議会(以下、「協議会」という。)」において、平成27年4月の開校に向けた課題について協議を行っております。

本施設は、区内初の施設一体型小中一貫教育校であり、地域に開かれ地域に支えられる 学校づくりのために協議会と連携して、基本設計を多面的に練り上げる優れた力量が設計 者には求められます。

そこで、設計者の選定においては、本区の目指す小中一貫教育について理解し、学校施設の設計に対する意欲・熱意を持ち、高い技術と豊富な経験を有する設計者の資質を見定めるため、プロポーザル(提案)方式により実施します。

2 業務の概要

(1) 業務名

新泉·和泉地区小中一貫教育校基本設計業務

(2) 業務概要

新泉・和泉地区小中一貫教育校建設のための基本設計 (業務概要は、別紙1による)

(3) 履行期間

契約締結の翌日から平成23年9月30日まで(予定)

(4) 事業規模(上限)

約30百万円

4 実施手順

内容	期間等
実施要領の公表・配布	平成22年12月28日 (火) から
参加表明書等提出期間(郵送)	平成23年 1月 4日(火) から
	平成23年 1月25日(火) まで
	※企画提案書については、2月8日(火)まで受け付け
	ます。
参加表明書等提出受付(窓口)	平成23年 1月25日(火)

企画提案書の郵送受付期間	平成23年 1月25日(火) から
	平成23年 2月 8日 (火) まで
企画提案書提出受付 (窓口)	平成23年 2月 8日(火)
第一次審査【非公開】	平成23年 2月下旬
(書類審査)	
第一次審査結果	平成23年 3月 7日(月) までに通知します。
	第一次審査通過者には、第二次審査の案内を併せて通知
	します。(5者程度)
第二次審査【 一般公開】	平成23年 3月13日(日)(会場未定)
(ヒアリング審査)	一十八23十 3月13日(日)(云場木足)
受託候補者選定結果	平成23年 3月18日(金)までに通知します。

7 企画提案書等の提出

(1) 提案書類

ア 表紙(様式7)

イ 提案の内容

A 3 片面 2 枚

別紙1「新泉·和泉地区小中一貫教育校設計業務の概要」1に示す「教育内容にかかわる基本的な考え方」を踏まえ、下記項目について具体的な方針、内容について 文章及びそれを補足する図案、イラストで自由に表現してください。

- ① 学習空間について
- ② 環境・省エネへの配慮
- ③ 災害(地震、水害)対策について
- ④ 地域との関わりを深めることができる学校施設について
- ⑤ ライフサイクルコストの最小化について
 - 注(1)カラー、白黒どちらも可とします。
 - 注(2)単線の簡単な概念図やイラスト、参考写真の使用を基本とします。
 - 注(3) 記述内容の文字などは小さすぎないよう 12pt 以上とし、参加事業者が 特定できるような名称、ロゴマーク等は使用しないでください。

8 受託候補者の選定手順

杉並区新泉・和泉地区小中一貫教育校基本設計業務選定委員会(以下、「委員会」という。) において、提出された書類及びヒアリングの内容を審査し、本業務に適していると認められる参加事業者を選定します。

ただし、全ての参加事業者が一定の水準に満たない場合は、選定しない場合があります。

(1) 審查方法

ア 第一次審査 (書類審査)

提出された企画提案書等に対し、委員会で第一次審査を実施し、第一次審査通過 者を選定します。(5者程度)

イ 第一次審査結果

審査終了後、速やかに提案のあったすべての事業者に通知します。

また、第一次審査通過者に対し、第二次審査の日程等を併せて通知します。

ウ 第二次審査 (ヒアリング審査)

第一次審査通過者に対し、委員会が第二次審査を実施し、契約を締結する受託候補者を選定します。

(2) 受託候補者選定結果通知

平成23年3月18日(金)までに通知します。

※ 非選定の通知を受けた参加事業者は、非選定理由についての説明を求めること ができます。

(4) 契約の締結

最優秀者との協議が整った場合は、当該者と業務委託契約を締結します。但し、協議が不調となった場合は、次点者を交渉権者とします。